

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利又は利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利又は利益の保護を図ることを宣言する。

### 特記事項

・千葉県知事は、住民基本台帳法に基づき、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処し、全国共通の本人確認を行うために必要最小限の情報のみを保有する。具体的には、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報であり、所得額や社会保障給付情報等の税・社会保障・災害対策業務情報は保有しない。・内部による不正利用の防止のため、生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理等、対策を講じている。・コンピュータウイルス等の不正プログラムの混入を監視、駆除するため、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うとともに、ファイアウォール等により論理的にインターネットと分断している。

## 評価実施機関名

千葉県知事

## 公表日

令和6年7月31日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 千葉県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処するため、住民に関する記録を正確にかつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に千葉県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①本人確認情報の更新 ②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ③本人確認情報の開示 ④地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への情報照会 ⑤本人確認情報検索 ⑥本人確認情報整合</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 千葉県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。 ①附票本人確認情報の更新 ②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ③附票本人確認情報の開示 ④機構への情報照会 ⑤附票本人確認情報検索 ⑥附票本人確認情報整合</p>
③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)</li> <li>・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の15(本人確認情報の利用)</li> <li>・第30条の22(市町村間の連絡調整等)</li> <li>・第30条の32(自己の本人確認情報の開示)</li> <li>・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)</li> <li>・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)</li> <li>・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等)</li> <li>・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)</li> </ul>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]
②法令上の根拠	
<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県総務部市町村課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・郵便番号260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎8階 千葉県総務部市町村課行政班 043-223-2140 ・郵便番号260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	千葉県総務部市町村課行政班 043-223-2140

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月20日	I 関連情報5. 評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	課長 高梨みちえ	課長	事後	様式変更に伴う記載内容の変更であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため。
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月20日	平成31年4月1日	事後	様式変更に伴う記載内容の変更であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため。
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月20日	平成31年4月1日	事後	様式変更に伴う記載内容の変更であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため。
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人未満	500人以上	事後	様式変更に伴う記載内容の変更であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため。
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う記載内容の変更であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため。
令和2年3月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年1月1日	事後	時点修正であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため。
令和2年3月19日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年1月1日	事後	時点修正であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため。
令和5年12月15日	評価書名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	千葉県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利又は利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利又は利益の保護を図ることを宣言する。	千葉県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利又は利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利又は利益の保護を図ることを宣言する。	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの
令和5年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要(前段)	千葉県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処するため、住民に関する記録を正確にかつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に千葉県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①本人確認情報の更新 ②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ③本人確認情報の開示 ④地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への情報照会 ⑤本人確認情報検索 ⑥本人確認情報整合	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 千葉県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の効率化に対処するため、住民に関する記録を正確にかつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に千葉県では、住基法の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①本人確認情報の更新 ②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ③本人確認情報の開示 ④地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への情報照会 ⑤本人確認情報検索 ⑥本人確認情報整合	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したものの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要(後段)		2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 千葉県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。 ①附票本人確認情報の更新 ②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 ③附票本人確認情報の開示 ④地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への情報照会 ⑤附票本人確認情報検索 ⑥附票本人確認情報整合	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの
令和5年12月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)附則第3号施行日時点	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事前	令和6年1月に予定される業務アプリケーション適用前に評価を実施したもの(一部、事後の時点修正あり)
令和5年12月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日	令和5年4月1日	事後	時点修正であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため。
令和5年12月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日	令和5年4月1日	事後	時点修正であり、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため。
令和6年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではなく、事前提出が求められる「重要な変更」に当たらないため。